

「令和8（2026）年オール兵庫コンテスト規約」

1、開催日時（JST）

令和8（2026）年1月4日（日） 09時00分から21時00分まで

2、参加資格（部門別）

- (1) 兵庫県内局・・・兵庫県内で運用するアマチュア無線局
- (2) 兵庫県外局・・・兵庫県外（海外からの参加も含む）で運用するアマチュア無線局
- (3) SWL

(ご注意)：行事等の開催に伴い、臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局、及び国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局（8J又は8Nのプリフィックスで始まる局）は、エントリーされてもチェックログとして処理します。

3、使用周波数帯

次表の周波数帯及び、1200MHz帯のアマチュアバンドとする。なお、1200MHz帯の周波数は、「アマチュアバンド使用区分」によるものとする。

周波数帯	電 信	電 話
1.9MHz	1.801 - 1.820	SSB/AM 1.850 - 1.875
3.5MHz	3.510 - 3.530	SSB/AM 3.535 - 3.570
7MHz	7.010 - 7.040	SSB/AM 7.060 - 7.140
14MHz	14.050 - 14.080	SSB/AM 14.250 - 14.300
21MHz	21.050 - 21.080	SSB/AM 21.350 - 21.450
28MHz	28.050 - 28.080	SSB/AM 28.600 - 28.850
		FM 29.200 - 29.300
50MHz	50.050 - 50.090	SSB/AM 50.350 - 51.000
		FM 51.000 - 52.000
144MHz	144.050 - 144.090	SSB/AM 144.250 - 144.500
		FM 144.750 - 145.600
430MHz	430.050 - 430.090	SSB/AM 430.250 - 430.700
		FM 432.100 - 434.000

4、参加部門

兵 庫 県 内 局			コードナンバー	兵 庫 県 外 局			コードナンバー
電 信	シ	マルチバンド	I-CS-ALL	電 信	シ	HFマルチバンド	O-CS-HF
		VUマルチバンド	I-CS-VU			VUマルチバンド	O-CS-VU
	ン	1.9 MHz	I-CS-1.9		ン	1.9 MHz	O-CS-1.9
		3.5 MHz	I-CS-3.5			3.5 MHz	O-CS-3.5
	グ	7 MHz	I-CS-7		グ	7 MHz	O-CS-7
		14 MHz	I-CS-14			14 MHz	O-CS-14
	ル	21 MHz	I-CS-21		ル	21 MHz	O-CS-21
		28 MHz	I-CS-28			28 MHz	O-CS-28
	オ	50 MHz	I-CS-50		オ	50 MHz	O-CS-50
		144 MHz	I-CS-144			144 MHz	O-CS-144
電 話	ペ	430 MHz	I-CS-430	電 話	ペ	430 MHz	O-CS-430
		1200 MHz	I-CS-1200			1200 MHz	O-CS-1200
	マルチオペ マルチバンド		I-CM-ALL		マルチオペ マルチバンド		O-CM-ALL
	シ	マルチバンド	I-MS-ALL		シ	HFマルチバンド	O-MS-HF
		VUマルチバンド	I-MS-VU			VUマルチバンド	O-MS-VU
	ン	1.9 MHz	I-MS-1.9		ン	1.9 MHz	O-MS-1.9
		3.5 MHz	I-MS-3.5			3.5 MHz	O-MS-3.5
	グ	7 MHz	I-MS-7		グ	7 MHz	O-MS-7
		14 MHz	I-MS-14			14 MHz	O-MS-14
	ル	21 MHz	I-MS-21		ル	21 MHz	O-MS-21
電 信		28 MHz	I-MS-28	電 信		28 MHz	O-MS-28
	オ	50 MHz	I-MS-50		オ	50 MHz	O-MS-50
		144 MHz	I-MS-144			144 MHz	O-MS-144
		430 MHz	I-MS-430			430 MHz	O-MS-430
	ペ	1200 MHz	I-MS-1200		ペ	1200 MHz	O-MS-1200
		QRP部門	I-MS-QRP			QRP部門	O-MS-QRP
	マルチオペ マルチバンド		I-MM-ALL		マルチオペ マルチバンド		O-MM-ALL
	SWL	マルチバンド	I-MS-SWL		SWL	マルチバンド	O-MS-SWL

注1) 電信・電話部門は「電信及び電話」または「電話のみ」の交信によるものとする。

注2) シングルオペ部門のゲストオペレーターによる運用は認めない。この場合は、マルチオペ部門にエントリーする。

注3) マルチオペ部門は2人以上のオペレーターによる運用とする。

注4) HFマルチバンド部門は、30MHz未満、VUのマルチバンド部門は、30MHz以上の使用周波数帯に限る。

注5) QRP部門は空中線電力5W以下で、電信及び電話を使用して交信する。全バンド使用可とする。

注6) ゲストオペレーター（補助行為を含む）として運用を行った者は、自己のコールサインによる運用は認めない。

注7) 使用周波数帯の重ならない部門での2部門参加を認める。

例、HFマルチバンドと144MHzシングルバンド、7MHzシングルバンドと21MHzシングルバンド等の2部門参加は可
HFマルチバンド部門とHF帯各シングルバンドの2部門参加は両部門ともに失格とする。

5、交信方法

(1) 呼び出し

県内局・・・＜電信＞ CQ TEST ＜電話＞ CQ オール兵庫コンテスト

県外局・・・＜電信＞ CQ HG TEST ＜電話＞ CQ オール兵庫コンテスト

＊注意＊ 呼び出し時に運用地点を入れるなどして県内局と県外局が区別出来るように配慮して下さい。

(2) 交信（SWLは受信）の相手局

県内局・・・全ての局 県外局・・・兵庫県内で運用する局に限る SWL・・・兵庫県内で運用する局に限る

6、コンテストナンバーの交換

(1) 県内局・・・RS(T)+JARL制定の市郡区ナンバー

(2) 県外局・・・RS(T)+JARL制定の都府県・地域等のナンバー

(3) 海外局・・・RS(T)のみ

7、交信上の禁止事項

(1) クロスバンドによる交信。(2) レピーターを用いての交信。(3) マルチオペ局の同一バンド内での2波以上の電波の同時発射。

(4) シングルオペ局の2波以上の電波の同時発射。(5) 同一部門での運用場所の変更。(6) 使用周波数帯からの逸脱。

8、得点及びマルチプライヤー

(1) 得点

第6項に定めるコンテストナンバーの交換が完全に行なわれた交信（SWLは受信）を1点とする。但し、同一バンドにおける重複交信は、1交信を除き、電波型式が異なっても得点としない。また、県外局（海外局を含む）同士の交信は無効とする。

(2) マルチプライヤー

県内局・・・各バンドで交信した異なる都府県・地域等の数及び兵庫県の異なる市郡区の数之和（海外局との交信はマルチとしない）

県外局・・・各バンドで交信した異なる兵庫県の異なる市郡区の数之和

SWL・・・各バンドで受信した異なる兵庫県の異なる市郡区の数之和

（注意：区は神戸市に限り有効とし、神戸市(2701)だけのカウントは無効）

9、総得点の計算方法

(1) マルチバンド・・・（各バンドで得た得点之和）×（各バンドで得たマルチプライヤー之和）

(2) シングルバンド・・・（そのバンドで得た得点之和）×（そのバンドで得たマルチプライヤー之和）

10、書類の提出

(1) 電子ログ(e-mail)による提出とします。電子ログは所定の様式（JARL Webを参照）で作成したデータテキストメールとして提出先アドレスに送信してください。HTMLメールは解析困難のため不可とします。自作ログについてはJARL Webにおける「電子ログ提出方法（解説）」を守ること。

(2) マルチプライヤー欄には、交信した都府県・市郡区・地域等のナンバーを記載すること。

(3) マルチオペ部門に参加する場合は、運用者全員のコールサイン又は氏名を電子ログのサマリーシートの部分に記入すること。

(4) 提出先・・・hyogo_hgttest@yahoo.co.jp（電子ログについての問い合わせは、hyogo@jarl.comへお願いします）

2部門参加の方は、2部門目のサマリーシートの提出者コールサインに－2（半角）を付加すること。

メールの件名にも提出者コールサインに－2を付加すること。－2以外は無効とする。

有効な記載例 JP3ELG-2、JP3ELG-2/3 無効な記載例 JP3ELG/3-2

(5) 提出締切日・・・令和8（2026）年1月18日（日）23：59まで

11、賞

(1) 各部門の参加局数に応じて次の順位の局を入賞とする。

① 9局以下の場合・・・第1位

② 10局以上の場合・・・第3位まで

賞状（2025年より賞状はPDFによる電子賞状のみとする。）は、ダウンロード形式とする。賞状交付の具体的な方法は、コンテスト結果と一緒に発表する。なお、賞状にはコールサインを記載し、氏名は記載しない。

(2) 奨励賞・・・兵庫県西、北部でコンテスト委員会が指定する市郡より運用し、10QSO以上を行った局の中から3局に粗品を進呈する。

赤穂郡、佐用郡、多可郡、揖保郡、美方郡、養父市、朝来市、宍粟市が該当します。

12、失格事項等

(1) 次の事項は失格とする。

① ログシートに記載されている交信（受信）局のコールサイン等について審査の結果、明らかに虚偽の記載と認められた場合。

② 運用した場所（特に住所と運用地が異なる場合）が明確に記載されていない場合。

③ この規約に定める事項、電波法、及びその他の法令に違反した場合。

④ コンテスト委員会より必要な書類の提出を求められ、これを理由なく拒否したとき。

⑤ JARL兵庫県支部オール兵庫コンテスト委員会で失格と認めた場合。

(2) JARL兵庫県支部ホームページで発表したコンテスト結果に対して2週間以内に異議の申立てを受け、裁定の結果失格となった局、及び12条1項①に該当する局は失格の日から3年間は兵庫県支部主催のコンテストに参加しても入賞を認めない。

(3) 失格となった局は、コールサイン及び失格の理由をJARL兵庫県支部のホームページに発表する。

(4) 重大な違反と認めるときは相当期間遡って入賞を取り消すことがある。

13、JARL兵庫県支部登録クラブ対抗

兵庫県内で運用されたJARL兵庫県支部登録クラブの構成員、及びそのクラブが開設する社団局から申告された得点をクラブごとに集計の上、順位を決定する。

14、受付状況、及び結果発表

令和8（2026）年1月下旬にログを提出した局のコールサインを、令和8（2026）年2月中旬頃に結果の発表をJARL兵庫県支部のホームページで行う。

15、サマリーシートに記入されているコメントは、ホームページ等で公表する事があります。

16、提出された書類はホームページ、イベント会場等で提出者のコールサイン等を伏せて公開する事があります。

17、コンテストにおいて交信した際のQSLカードの交換は、過去に同一バンド・モードですでに交信し、QSLカードの交換がされている場合など必要なもの以外は発行を控えるなどQSLカード転送作業効率化へのご協力をお願いいたします。

18、変更点にご注意ください。

① 賞状（PDFによる電子賞状）はダウンロード形式とする（2025年より）。② 奨励賞の対象市郡から加東市を削除（2023年より）。③ 電子ログの提出先メールアドレスを変更（2022年より）。④ 19MHz帯、50MHz帯につきJARLコンテストの周波数帯へ変更（2022年より）。⑤ マルチオペ部門への参加要件を厳正化（2022年より）。⑥ 19MHz電信・電話部門の新設（2021年より）。⑦ 紙ログ提出の廃止（2021年より）。⑧ 規約の改定がある時は支部のHP（www.jarl.com/hyogo/）に掲載する。